

鮫川村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、鮫川村が交付する浄化槽設置整備事業の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号 以下「法」という。）第2条第1号に規定する設備であって、法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、放流水BOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものであり、かつ、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録した浄化槽をいう。

(補助金の交付)

第3条 村は、別表第5に定める区域を除いた区域において、前条に定める浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

ただし、10人槽を越える浄化槽を設置する者に対しては、村長が補助金の額を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 本村に住所を有しない者（ただし、浄化槽設置完了後に住所を村内に移し、浄化槽を継続的に使用し、適正な維持管理を確実に行うと認められる者についてはこの限りでない）

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者

(3) 地方税を滞納している者

(4) その他交付することが適当でないと村長が認めた者

(補助金額)

第4条 補助金額は、浄化槽の設置に要する費用で、別表第1に定める額または工事請負額のいずれか少ない額とする。

2 住宅の改築により、単独処理浄化槽及びくみ取便槽を完全撤去し浄化槽を設置する場合、別表第2の補助金額を前項の補助金へ上乗せ交付する。

3 住宅の新築により、単独処理浄化槽及びくみ取便槽を完全撤去し浄化槽を設置する場合、別表第3の補助金額を前項の補助金へ上乗せ交付する。

4 浄化槽管理者に過失がなく、自然災害等により既設浄化槽の修繕が困難で浄化槽の入れ替えを要する場合、別表第4の補助金額を前項の補助金へ上乗せ交付する。

なお、既設浄化槽の入れ替え要因が、自然災害等以外の浄化槽管理者の過失による場合、上乗せ交付は行なわないものとする。

5 前項の上乗せ補助額は、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額または撤去工事請負額のいずれか少ない額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金額の交付を受けようとする者(以下、申請者とする。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、または建築確認通知書の写し
- (2) 全国合併処理浄化槽普及促進協議会の行う登録制度に登録されている浄化槽の登録浄化槽管理表及び登録票の写し
- (3) 施工業者の見積書(住宅において単独処理浄化槽及びくみ取便槽を撤去する場合は、これらの撤去及び処理に係る費用を明記すること)
- (4) 設置場所の案内図及び平面図、流入配管縦断図
- (5) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (6) 住宅の改築では、既設住宅の残る部分を図示するとともに、完全撤去する単独処理浄化槽及びくみ取便槽の位置図
- (7) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 村長は、第5条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 第6条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下、補助対象者とする。)は、第6条第2項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合または補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請者に対し、変更承諾通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、直ちに、村長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後2週間以内（第7条第1項の規定により事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から2週間以内）または当該年度の3月31日のいずれか早い日に実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検事業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写
- (3) 施工状況写真
- (4) 住宅の改築では、既設住宅の残る部分を図示するとともに、完全撤去した単独処理浄化槽及びくみ取便槽の図面及び（施工前、施工経過、竣工）写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第9条 村長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、第9条の規定による補助金の確定通知書を受けたときには、補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消)

第11条 村長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 村長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときには補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 村長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 3 年 9 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 5 年 7 月 23 日から適用する。

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 7 年 12 月 15 日から適用する。

この要綱は、平成 8 年度から施行し、第 3 条ただし書きについては平成 7 年度から適用する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

人槽区分	補助限度額 (円)
5 人槽	332,000
7 人槽	414,000
10人槽	548,000

別表第 2

種 別		補助限度額 (円)
単独処理	同一敷地内へ合併処理浄化槽を設置	90,000
浄化槽	同一敷地外へ合併処理浄化槽を設置	60,000
くみ取便槽		60,000

別表第 3

種 別	補助限度額 (円)
単独処理浄化槽	30,000
くみ取便槽	30,000

別表第 4

種 別	補助限度額 (円)
合併処理浄化槽	90,000

別表第 5

区域名	除外区域	備 考
新 宿	全 域	農業集落排水事業実施区域
巡ヶ作	全 域	農業集落排水事業実施区域
道少田	全 域	農業集落排水事業実施区域
伏木田	全 域	農業集落排水事業実施区域
大 塩	全 域	農業集落排水事業実施区域
宿ノ入	一 部	農業集落排水事業実施区域
真 坂	全 域	農業集落排水事業実施区域
取 上	一 部	農業集落排水事業実施区域
二 本 田	一 部	農業集落排水事業実施区域
広 畑	一 部	農業集落排水事業実施区域
前 沼	一 部	農業集落排水事業実施区域
戸 倉	一 部	簡易排水事業実施区域
発地岡	一 部	簡易排水事業実施区域